

公益財団法人三重県国際交流財団

令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度

中期計画

多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会をめざして

令和 4(2022)年 4 月

公益財団法人三重県国際交流財団

令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度 中期計画 目次

I	はじめに	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画期間	4
II	外国人住民を取り巻く県内の状況と課題	5
1	現状	5
2	課題	6
III	財団の果たすべき役割と基本目標	9
1	設立の目的	9
2	果たすべき役割と機能	9
3	基本目標	10
4	基本目標の指標	11
5	事業体系	12
IV	基本事業	12
1	多文化共生社会の推進	12
2	国際交流の促進	16
3	国際協力の拡充	17
V	経営計画	17
VI	計画の進行管理	20

【資料】

財団の将来ビジョン(イメージ図)	資料1
事業体系図	資料2

I はじめに

I 計画策定の趣旨

当財団は、三重県における国際交流の中核的な組織として、平成 3(1991)年 5 月に県・市町村・民間などの協力を得て設立されました。そして同年 9 月には、総務省(旧自治大臣)から県レベルの国際化を推進する「地域国際化協会」の認定を受けました。

平成 16(2004)年 4 月には、「三重県外郭団体改革方針」に基づき、外国人児童生徒教育や学校教育支援等に取り組んでいた三重県国際教育協会と統合しました。

平成 24(2012)年 4 月 1 日には、公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行認定を受け、「公益財団法人三重県国際交流財団」として新たなスタートを切りました。発足と同時に新しい「中期計画」を策定し、その中で「多文化共生社会の推進」を中心として「地域レベルでの国際交流の促進」、「国際協力の拡充」を柱とする事業体系のもとで総合的、計画的に事業を展開してきました。こうした変遷を経て、令和 3(2021)年 5 月には創立 30 周年目を迎えました。

この間、我が国では少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少、労働力不足が深刻化する中、平成元(1989)年「出入国管理及び難民認定法(以下入管法)」の改正による南米出身の日系人の急増、平成 5(1993)年の外国人技能実習制度の導入、平成 30(2018)年入管法改正による新たな在留資格の創設等により外国人住民流入の増加が進みました。

今後も、産業経済のグローバル化や世界規模での人材確保競争が進む中で、外国人住民の増加の傾向は一層加速すると予想されます。

こうした中で、当財団は、「外国人相談窓口の設置」、「医療通訳者の育成・配置」、「災害時外国人住民の支援」など多文化共生の諸活動を推進し、外国人住民のセーフティネットとしての役割を果たしてきました。新型コロナウイルスが猛威を振るう中では、当財団も外国人住民に寄り添う形でさまざまな支援活動を展開したものの、数多くの外国人住民が離職等を余儀なくされ、ウイルス情報の入手やワクチン接種等において困難な状況に置かれるなど、外国人住民を取り巻く諸課題の深刻さは増しています。

今後、当財団にはこのような課題に対処すべく、これまで培ったノウハウやネットワークを活かした活動の強化が求められる一方、経営状況は県の財政状況の悪化による影響を受けやすく、経営基盤を強化することも大きな課題となっています。

こうした状況を受け、平成 29(2019)年～令和 3 年(2021)年の 5 年間の計画期間が経過したいま、所要の改訂を行うこととしました。今期改訂は、前述の課題に適確に対応すると

ともに、三重県が令和 3(2021)年 3 月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」等の諸計画を踏まえ、財団の基本目標や事業展開の基本的方向を明らかにするとともに、経営基盤の強化を図る指針として、令和 4(2022)年度からの中期計画を策定するものです。

2 計画期間

令和 4(2022)年度から概ね 5 年間

Ⅱ 外国人住民を取り巻く県内の状況と課題

Ⅰ 現状

少子高齢化が進む我が国は、経済・社会活動の新たな担い手として外国人を受け入れる方向に舵を切り、多くの外国人が転入してきています。外国人住民の出身国、地域も多様化するとともに、永住者などの「身分又は地位に基づく在留資格」を持つ外国人住民が半数以上を占めるなど定住化が進んでおり、外国人住民を地域社会で受け入れる体制づくりは喫緊の課題となっています。

(1) 外国人住民の状況

県内の外国人住民数は、平成元(1989)年の入管法の改正以降、南米出身の日系人を中心に増加していましたが、令和2年(2020年)からは2年続けて減少し、令和3(2021)年12月末現在で53,042人となっています。また、国籍は112か国に及び、人数の多い国籍は順にブラジル、ベトナム、フィリピン、中国となっています。近年は、ベトナム、ネパールやタイなどアジアからの人が急増し、多国籍化が進んでいます。

地域別にみると、人数では北勢地域で全体の57%を占めていますが、その他の地域でも津市や伊賀市、松阪市等において、多くの外国人住民が居住しています。また、県内すべての市町において外国人住民が居住しています。(出典:三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課「外国人住民国籍・地域別人口調査(令和3年度)」)。

(2) 総人口に占める割合の増加

県内の総人口に占める外国人住民の割合は2.97%(令和3年12月末現在)となっています。また、日本人住民数が年々減少する一方で、外国人住民数は増加傾向となっています。

外国人住民の年齢階層別人口では、生産年齢人口(15~64歳)の割合は日本人住民と比べて大きくなっています(日本人57.6%、外国人83.5%)。また、外国人住民の年少人口(0~14歳)の割合は全国第3位となっています(出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査(令和3年1月1日現在)」等)。

(3) 「永住者」が多く、「技能実習」が増加

在留資格別では、在留活動・在留期間が制限されない「永住者」の資格を持つ人が多く、「技能実習」や「留学」の人が増加しています。また、平成30(2018)年の入管法の改正により新たに創設された在留資格「特定技能」も、今後の増加が見込まれています(出典:三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課「外国人住民国籍・地域別人口調査(令和2年度)」)。

(4) 外国人労働者の増加

県内の外国人労働者数は令和 2 (2020) 年 10 月末現在、30,054 人で、外国人を雇用する事業所は 4,106 か所で、10 年前 (2010 年) に比べ労働者数で 11,527 人 (62.2%)、事業所数で 1,963 か所 (91.6%) の増加となっています。

産業別では、製造業に従事する外国人が 47.8%、次いでサービス業 20.9%となっています。

また、外国人労働者のうち 32.8%が労働者派遣・請負事業所に就労し、全国平均 19.8%より高い比率となっています (出典:三重労働局「外国人雇用状況 (令和 2 年度)」)。

(5) 日本語教育の状況

外国人住民の増加、定住・永住化など中長期在留の傾向が続き、地域社会を担う外国人住民の存在がますます重要になっていますが、県内 29 市町のうち 11 市町には日本語教室がなく、日本語教室の学習支援者の 6 割以上が 60 歳代以上と後継者不足の傾向にあります。

また、外国人を雇用している企業のうち、7 割以上の事業所で日常会話レベルでの日本語能力が不十分な外国人従業員がいる状況となっています (出典:三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課「令和 2 年度三重県日本語教育実態調査」)。

(6) 増加する日本語指導が必要な児童生徒数

県内の公立小中学校、県立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は令和 2 (2020) 年 5 月 1 日時点で 2,454 人と、この 5 年間で約 20%増加しています。また、公立小中学校の日本語指導が必要な児童生徒数を在籍児童生徒数で除した「在籍率」は 1.44%で全国 1 位となっています (出典:三重県教育委員会事務局小中学校教育課「令和 2 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

2 課題

在留資格「特定技能」の制度創設等を内容とする平成 30 (2018) 年の入管法の改正等を受け、今後、外国人材の受入れが拡大することが見込まれることに伴い、国では様々な「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が進められています。三重県もその方向性に沿って外国人材の受入れ環境の整備を進めていますが、今後の外国人材の受入れは、労働者としてだけでなく、生活者として定着していくことであり、すべての外国人住民が、安心して働き、暮らしていくための多様な取組みが必要とされています。

(1) 外国人が働きやすい環境の整備

入管法等の改正に伴い、三重県においても外国人労働者はさらに増加することが予想されますが、一方で、既に県内で働いている外国人労働者は、世帯主であっても派遣や請負の仕事など不安定な雇用状態となっていることが多くなっています。その一因に、正規雇用において、求められる日本語運用能力レベルを身に付けることが難しいこと、その結果、日本語を使用しない工場での単純労働等の仕事にしか就けないことなどがあげられます。

今後、新たな外国人材の受入れ環境の整備とともに、外国人住民が自立して豊かな生活をするために基本となる「就労支援」や、就労に必要とされる「日本語教育」を計画的に進めることが課題となっています。

(2) 日本語教育等の充実

令和元(2019)年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送れるよう、日本語の学習機会を提供する取組等が求められており、今後、「地域日本語教育の総合的な体制づくり」を県や市町、企業、地域の日本語教室、ボランティア等あらゆる関係機関が一体となって推進することがより一層重要となっています。

しかし、地域の日本語教育に関する課題は多く、コーディネーター人材の育成や日本語教室の充実、企業内での日本語研修の促進等が求められています。

また、日常会話は出来ても学年相応の学習言語が不足し、学習活動についていくのに支障が生じている「日本語指導が必要な児童生徒」が小中学生だけでなく、高校生を含めて増加しています。特に、高校卒業後の就職には日本語運用力が求められていることから、「雇用」と「教育(キャリア教育等)」を重点とした事業展開が必要となっています。

(3) 外国人住民の安全で安心な暮らしの支援

外国人住民の中には日本語運用能力が十分でない人や日本の生活習慣や文化等に対する知識がまだ深まっておらず様々な課題を抱える人もいます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、外国人住民からは、「雇用を打ち切られた」、「会社の指示で休業したが手当がもらえない」、「日本語が分からないためワクチンの接種情報が得られない」、「熱があるが通訳を連れていけないため日本語が分からず、病院で診察してもらえない」などの相談が多く寄せられました。外国人住民が安心して暮らすため、雇用や医療、在留資格等の多様な相談に対応する体制をさらに充実していくことが求められています。

また、医療通訳者の育成や県内医療機関への配置は進んできたものの、外国人住民の増加や多国籍化に見合うほど、充分ではありません。今後、外国人住民が安心して

医療・保健・福祉サービスを受けることができるよう県や市町、各団体等と連携し、人材育成を含めた環境を整備する必要があります。

一方、外国人住民や訪日外国人の増加に伴い、災害時に被災する外国人が増えることも予想されることから、緊急事態時に孤立することなく必要な情報や支援が受けられるよう、また、外国人住民も日頃から防災に関する意識を持ち、自らが支援する側に立ち活躍できるよう、防災対策を進める必要があります。

(4) 多文化共生の意識啓発

多文化共生社会の実現には、日本人住民と外国人住民がお互いを認め合い、差別や偏見のない社会づくりが大切ですが、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中で、外国人に対する偏見が生じるなど、差別的事象はいまだ後を絶ちません。

今後、外国人住民の増加が見込まれる中で、広く県民、企業・団体などを対象に、多文化共生についての啓発や情報提供を行う必要があります。また、外国人住民は地域社会の一員であり、共に地域を創る仲間であるという意識の定着化を図る取組みが求められています。

(5) 外国人住民に対する分かりやすく、届きやすい情報発信

災害情報や新型コロナウイルス感染症に関するものを含む行政からの情報は、命や健康等に関する重要な内容が含まれており、誰一人取り残すことなく情報を伝える必要があります。また、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人や地域とのつながりが少ない人も多数存在することから、多言語での情報発信に努める必要があります。また、やさしい日本語であれば理解できる外国人住民が多数を占めることから、やさしい日本語を活用した情報提供及び SNS や動画を利用した情報発信が求められています。

(6) 多文化共生の総合調整機能の強化

多文化共生の実現に向けた取組みについては、相談対応機能のほか、日本語学習、就労支援、医療・福祉、災害対策等の多様な課題への対策を、スピード感を持って調整し、外国人が活躍できる環境を総合的に整備する必要があります。

Ⅲ 財団の果たすべき役割と基本目標

1 設立の目的

当財団の定款には、「この法人は三重県の美しい自然と温かい県民性を生かした幅広い分野での国際交流拠点活動及び国際協力活動並びに地域における多文化共生を推進することにより、地域の活性化と教育の向上を図るとともに、多文化共生社会の実現と諸外国の人々との相互理解・友好親善に資することを目的とする」と定められています（定款第3条）。

2 果たすべき役割と機能

当財団は、三重県内の国際化を推進する公益財団法人であり、同時に三重県の外郭団体として、設立目的である「地域の活性化と教育の向上を図るとともに、多文化共生社会の実現と諸外国の人々との相互理解・友好親善」に寄与することを通じ、地域社会や県民の利益の増進に貢献しなければなりません。

このため、今後も次のような役割・機能を果たしていくものとします。

①広域的役割

当財団がこれまでに蓄積した経験やノウハウに基づき、医療通訳・災害・発達支援パートナーなどの国際人材の育成及び育成した人材が活躍できるシステムの運営を通じて、人材を県内広域的に地域につないでいくこと。

大規模災害時等における外国人住民支援として、県とともに「みえ災害時多言語支援センター」を運営するなど、県内外からの広域的要請に応えること。

②コーディネート機能

当財団がこれまで築いてきたネットワークを活かして、多様な主体間の連携・協働をコーディネートすること。

③補完的役割

行政だけでは対応が困難な課題に取り組み、行政の補完的な役割を果たすこと。

④先駆的役割

日本語教育や医療通訳、災害時対応、就労支援などの分野において、先駆的な取組を実施するとともに、必要に応じて行政や関係機関に提案・提言を行うこと。

⑤情報収集・提供機能

多文化共生や国際交流などの国際化の推進に関する情報の収集から提供、発信に至

る機能を担うこと。

⑥多文化教育支援機能

学校における日本語教育等の教材開発や教材の収集・提供など多文化共生教育を支援すること。

⑦社会貢献

MICE（国際会議など）の開催や外国人観光客の誘客などの行政施策に協力することを通じて、地域経済の発展に貢献すること。

国際協力事業を通じて、諸外国の人々との相互理解・友好親善に貢献するとともに、国際協力に対するの県民の意識啓発を推進すること。

3 基本目標

上記2の財団の果たすべき役割と機能に基づき、多様な人々との連携・協働を基本に、「多文化共生社会」を実現することが当財団の目的であり、外国人住民を取り巻く諸課題に適確に対応するため、今後5年間を展望する基本目標は、前中期計画に引き続き、次のとおりとします。

「多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会を目指して」

そして、この基本目標を達成するために、以下の基本方針を基に事業に取り組むこととします。

《基本方針》

- (1) 「多文化共生社会の推進」に重点を置きつつ、「国際交流の推進」、「国際協力の拡充」を事業の柱とし、各事業を展開する。
- (2) 多様な人々との連携・協働を基本とし、公益性の確保と効果的・効率的な事業実施を図る。
- (3) 自主財源の確保により経営基盤を強化するとともに、組織体制の充実等を図ることにより、自主性・自立性を高める。

(1) 「多文化共生社会づくり」に重点を置いた事業展開

外国人住民が増加し多国籍化する中で、安心して地域社会の中で暮らしていけるよう、多文化共生の社会づくりに向けた取組に重点を置き、事業を展開します。

中でも、外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、地域日本語教育の総合的な体制づくりや就労に必要とされる日本語教育を県や市町、

企業、団体等と連携・協力しながら進めます。

また、外国人住民が抱える様々な課題に対応するため、県内外の行政機関・団体等と連携し、相談体制を強化します。

さらには、外国人住民が安心して医療・保健・福祉サービスが受けられるよう、医療通訳者等の育成・配置に取り組むとともに、災害時に外国人が必要な情報や支援が受けられるよう、多言語での情報提供を進めるほか、災害発生時に対応を行う人材の育成に努めます。

(2) 多様な人々と連携・協働した効果的・効率的な事業の実施

多文化共生社会を実現するためには、県内外の行政機関やさまざまな団体、外国人コミュニティ等との連携やネットワークづくりを通じて共感の輪をひろげていくことが大切です。これまでも増して緊密なネットワークを形成しながら情報発信の充実や相談体制の強化、各種多文化共生関係事業に取り組むとともに、各主体間の相互交流の場づくりや外国人コミュニティキーパーソンとの連携を進め課題解決に取り組んでいきます。

(3) 経営基盤の強化・組織体制の充実

当財団の収入は基金の運用収入や県・市町等からの受託事業を中心としていますが、県からの受託事業収入が減少傾向にあり、必要な支出を賄うには不十分なことから、臨時的な収入がある年度を除いては収入不足となっています。

これまでも基金運用の弾力化による収益の増加や市町等からの新規受託事業の確保、経費の削減に努めているものの、安定した財政運営とはなっていません。

このため、今後、新たな事業の提案・受託等を通じて資金の確保に取り組むとともに、資産のさらなる効果的な運用、不要不急な経費の縮減を進め、経営の安定化を図ります。

4 基本目標の指標

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合 (注)※参考指標	27.3% (2018 年度)	-	-	-	-	37.3% (2023 年度)
多文化共生社会づくり事業で連携する団体、企業等の数	183	205	210	215	220	225

当期計上増減額の適正な黒字計上(各年度決算)	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上
受託事業新規件数(累計)	— (2022年度から新規)	1	2	3	4	5

(注) みえ県民カビジョン第3次行動計画における指標を共有する。

5 事業体系

財団の事業については、大項目3本と中項目5本、基本事業11本からなる事業体系のもとで実施します。

大項目	中項目	基本事業
1 多文化共生社会の推進	(1)外国人住民を対象とした日本語教育の推進	①地域日本語教育環境の整備
		②外国につながる子どもたちへの支援
	(2)外国人住民が相談しやすい環境の整備	①相談体制の充実
		①外国人住民への行政・生活情報の提供
	(3)外国人住民が安全で安心して暮らせる環境整備	②医療・保健・福祉の環境整備
		③災害対策の充実
④多文化共生の意識啓発		
	⑤多文化共生の推進体制の整備	
2 国際交流の促進	国際交流の促進	①国際交流促進
		②国際交流団体調査
3 国際協力の拡充	国際協力の拡充	①友好関係国等の事業支援

IV 基本事業

1 多文化共生社会の推進

(1)外国人住民を対象とした日本語教育の推進

①地域日本語教育環境の整備

外国人住民のための日本語教育環境の整備がますます重要になっていますが、県内における地域日本語教育における課題も多くあります。

特に、コーディネーター人材への期待や要望は大きいものの、地域の日本語教室は資金が限られているため、人材育成、学習者や学習支援者の募集等が十分に行われていません。また、日本語教室の空白地域も多く、学習希望者が十分に日本語教育を受けられない状態にあります。一方、従業員向けの日本語研修に関心がある企業も、教え方等に課題を抱えており、十分な日本語学習支援ができていないところが多いです。

これらの課題に取り組むため、三重県が取りまとめた「三重県日本語教育推進計画」に沿って、育成した地域日本語教育コーディネーターの活用促進等の日本語教育人材の充実を図ります。また、日本での生活・交流や仕事等の外国人住民のニーズに応じた日本語教育体制の整備や日本語教室の増設、オンライン教室の支援など、多様な学習機会の創設を県や市町、日本語教育機関との連携により促進していきます。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
日本語学習支援事業受託数	2	3	3	3	4	4

県内で働いている外国人労働者は、派遣や請負の仕事など不安定な雇用状態であることが多くなっていますが、地域で安定した生活ができるように就労していくには、地域・企業で必要とされる人材となる必要があります。そのためには日本の生活習慣や文化の理解を深めるとともに、仕事の現場で使う基本的な日本語を習得しておくことが重要です。そこで、外国人住民が県内で就労していくため、職場で日常的に使われる実用的な日本語の習得や、生活習慣・文化に対する理解、マナーの向上等の日本語教育を県や市町、関係機関と連携し促進します。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
企業等との連携による日本語教育事業数	1	2	2	2	3	3

②外国につながる子どもたちへの支援

県内に定住する外国人が増加し、この地で家族をつくり、子育てをする外国人家族が増えています。そこで、外国につながる子どもたちの日本語習得が大きな課題となっています。

これらの子どもたちが自分で未来を切り拓いていけるよう、日本語教材・日本語指導教材の研究・開発・発行や高校進学ガイダンスガイドブック多言語版の作成を進めるとともに、幼児期からの多言語による読み聞かせ教室の開催などに取組みます。

さらに、通訳育成や通訳付きの相談の実施などにより、発達支援を必要とする外国につながる子どもたち及びその保護者への支援体制の強化を図ります。

一方、外国につながる生徒が高校卒業時に正規で雇用されることはまだ少なく、中には、正社員として就職できる能力があるにも関わらず、自ら非正規雇用を希望するケースもあります。進路選択に必要な情報を提供し、具体的な進路イメージを抱くことができるよう、外国につながる高校生に対するキャリア教育を促進します。

主な指標	現状 (2020実績)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	目標 (2026年度)
MIEF作成の日本語教材利用件数	62	65	70	75	80	85

(2) 外国人住民が相談しやすい環境の整備

① 相談体制の充実

外国人住民の増加・多様化に伴い、外国人相談窓口寄せられる相談も多様化・複雑化しています。相談窓口担当者には相談者と共に問題を共有・整理し、適切な情報提供や、支援機関・団体に適切に繋ぐコーディネート力がより一層求められるようになっています。

このため、相談員の課題解決能力やコーディネート力を高めるとともに、多様な組織、関係機関、専門家との連携・ネットワーク化を進め、相談体制の強化に努めます。

また、外国人住民からの相談を一元的に受ける「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」の周知を図り、外国人住民が相談窓口にアクセスしやすくします。

主な指標	現状 (2020実績)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	目標 (2026年度)
連携機関数	33	37	39	41	43	45

(3) 外国人住民が安全で安心して暮らせる環境整備

① 外国人住民への行政・生活情報の提供

外国人住民が安全で安心して暮らすには、法令・制度、社会生活上のルールについての情報が入手できることや、困りごとを母語で相談できることが重要です。そこで、県や市町、関係機関・団体等と連携し、外国人住民が必要とする行政上や生活情報をHPやFacebook等を通じて多言語で効果的に発信していきます。

また、外国人と日本人が地域で共に暮らしていくには、お互いが歩み寄りながらコミュニケーションをとる「やさしい日本語」の活用が重要です。「やさしい日本語」は外国人のみならず、子どもや高齢者、障がい者とのコミュニケーションにも効果的なツールであり、行政情報や生活情報を「やさしい日本語」を活用して発信していくとともに、その

有用性や意義を研修や講演会等の場において、広く周知していきます。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
HP、SNS の年間 アクセス件数	70,954	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000

②医療・保健・福祉の環境整備

言葉の壁を心配する必要なく医療機関にかかれるかどうかは、外国人住民が安心して三重県で暮らすための大きな要素です。医療の知識、通訳倫理を備えた通訳者の育成と医療機関等への配置を促進します。

また、ライフステージの初期段階(妊娠、出産、育児等)において、孤立しがちな外国人住民を母子保健の観点から支援するため、1歳6か月や3歳児健診等に通訳を配置します。

さらに、発達支援を必要とする外国につながる子ども及びその保護者に対して、検査時や支援につながる情報を伝える際に、医療機関や行政機関等に専門知識を有する通訳を紹介します。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
通訳配置医療 機関等数	22	23	23	24	24	25

③災害対策の充実

南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定される中、外国人住民の多くは災害の経験や知識に乏しく、多言語による防災情報の提供も十分でないため、平時から関係機関や地域住民も交えた対策が重要です。

一方、外国人住民は災害時に要援護者から支援者になることができる可能性があります。

こうした視点を踏まえたうえで、外国人住民への防災訓練実施、コミュニティへの情報提供等を担う外国人防災リーダーの育成、避難所における外国人住民の受入体制の整備、災害時多言語支援センターの体制整備と平時からの訓練等に取り組みます。

また、このような取組みを通じて、外国人コミュニティや多言語を活用できる人材、関係機関との強いパイプづくりを進め、災害時等の危機発生時における外国人のサポート体制を構築します。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
災害対策事業 受託件数(累計)	3	4	4	5	5	6

④多文化共生の意識啓発

外国人住民が地域で安全、安心に暮らしていくためには、差別や偏見を受けることなく暮らせるよう、多文化共生社会の必要性・意義について、日本人を含めた住民がより一層理解を深めることが必要です。そのため、県や市町、団体等と連携し、講演会や研修会の機会を通じて啓発を行うほか、HP、SNS 等を通じて多文化共生社会づくりの啓発を行います。

また、災害対策、医療通訳等の各種研修の機会を通じて、多文化共生社会づくりの意識向上に向けた取組みを進めます。

⑤多文化共生の推進体制の整備

多文化共生社会を実現するためには、県内外の行政機関やさまざまな団体、外国人コミュニティ等との連携やネットワークづくりを通じて共感の輪をひろげていくことが大切です。

これまでも増して緊密なネットワークを形成しながら情報発信の充実や相談体制の強化、各種多文化共生関係事業に取り組むとともに、各主体間の相互交流の場づくりや外国人コミュニティキーパーソン等との連携を進め課題解決に取り組んでいきます。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
多文化共生社会づくり事業で連携する 団体、企業等の数	183	205	210	215	220	225

2 国際交流の促進

①国際交流促進

地域の国際化を促進するため、韓国と日本の高校間交流を支援し、高校生の日韓交流の活発化を図ります。

②国際交流団体調査

国際交流及び多文化共生社会の推進を目的として、地域で活躍する国際交流や国際

協力活動、多文化共生社会の推進を行う団体及び外国人住民が利用する施設の状況等を把握するとともに、当財団のHP等で情報を提供します。

3 国際協力の拡充

①友好関係国等の事業支援

三重県と友好関係国等の友好親善関係発展のために、パラオ共和国や在外県人会（ブラジル連邦共和国、アルゼンチン共和国）の実施する事業を支援します。

V 経営計画

基本方針に基づき、公益性の確保と効果的・効率的な事業実施、経営基盤の強化に向けた今後の経営の方向性は次のとおりとします。

1 公益性の確保

①受益機会の公開

事業の実施及びその成果については、誰もが受益の機会を持てるよう、財団のHP等を通じて一般に公開します。

②公正な運営

財団経営の透明性を確保するため、財団のHPを通じて事業計画や事業報告、財務諸表などを公表します。

③サービスの質の向上

実施事業について、毎年度一定の時期に事業評価を行い、サービスの質の向上の視点を重点評価項目として、その結果を次年度事業に反映させます。

また、参加者等からアンケート調査を実施し、満足度・理解度、ニーズ等を把握し、サービスの質の向上につなげます。

2 効果的・効率的な事業実施

①事業目標の設定

毎年度の事業計画の策定にあたっては、すべての事業に業績を測る指標を設定するものとし、できる限り数値目標とします。

②事業評価の実施

自主事業については、毎年度、事業目的、内容、目標、具体的成果等の項目で総合的に評価します。その結果は次年度に反映させるとともに、効果が少ないもの、代替ができる事業について、見直しや統廃合を検討します。

受託事業についても同様の趣旨で評価を行い、その結果を踏まえ、委託者に提案を行います。

③採算性の確保

事業の受益効果が個人に及ぶ場合には、サービスのコストに見合う負担を求めるなど、採算性の確保に努めます。

④事業コストの削減

事業の企画立案、実施にあたっては、費用対効果を念頭において、事業コストの縮減に努めます。

3 経営基盤の強化

経営にあたっては、「安定した組織運営」をめざします。収入面では、資産運用の強化、受託事業の新規獲得、支出面では経費削減を率先して行い、財団の経営全体が安定するような取組みを進めます。

①運用収益の確保

財団の基本財産等管理運用規程に基づき、債券市場の動向に弾力的に対応しながら安全かつ有利な債券運用に努めます。

また、預金の運用にあたっては定期預金や短期債権等の活用を図ります。

②受託事業の拡大

県だけでなく市町等からの事業受託の拡大に努めます。また、財団の事業目的に合う委託事業については、企画提案コンペ等にも積極的に参加します。

③自主事業収益の確保

財団パートナー制度による通訳・翻訳等のサービスが継続的に提供できるよう、利用者に対し受益に応じた負担を求めます。

その他、自主事業の実施に伴う参加費や日本語教材の提供に伴う費用について適正な負担を求めます。

④賛助会員の加入促進

賛助会員の加入促進のため、広報活動を推進します。また、各種事業の際には、常に会員募集を呼びかけることとします。

特に、事業協力者であるパートナー会員については、会員メリットも充実させながら重点的に加入を促進します。また、在住外国人や外国人を雇用する事業所にも、各種事業のつながりを生かして加入を促進します。

主な指標		現状 (2020実績)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	目標 (2026年度)
賛助 会員数	個人	144	146	149	152	155	158
	団体	43	44	45	46	47	48

⑤寄付金、助成金等

寄付金確保のため、寄付金マーケティングなど戦略を立てるとともに、助成団体に関する情報を収集し、助成申請を行い、助成金の獲得に努めます。

4 組織運営

当財団は多文化共生社会づくりの専門機関として、職員一人ひとりが誇りや責任感、広い視野を持って安心して業務に取り組めるよう、人材育成を進めるとともに、職員の安全と健康、快適な職場環境の形成に努め、働きやすい職場づくりを進めます。

①人材の育成

専門的知識に基づき事業を企画・運営するための研修や法人運営のための研修、実践的な OJT 研修の積極的な受講促進を図ります。

②人材の確保

専門性を有する優秀な人材を確保する観点から、財政状況を勘案しつつも、適正な定数管理のもと、できる限り安定的な雇用に努めることとします。

また、妊娠・出産・育児・介護・病気等を理由に退職することなく、家庭と仕事の両立を図ることができるよう努めます。

③全員参加の経営

財政状況が大変厳しいことから、全員が情報を共有して知恵を結集し経営にあたることとします。その一環として、積極的に事業提案を行うものとしします。

④処遇等

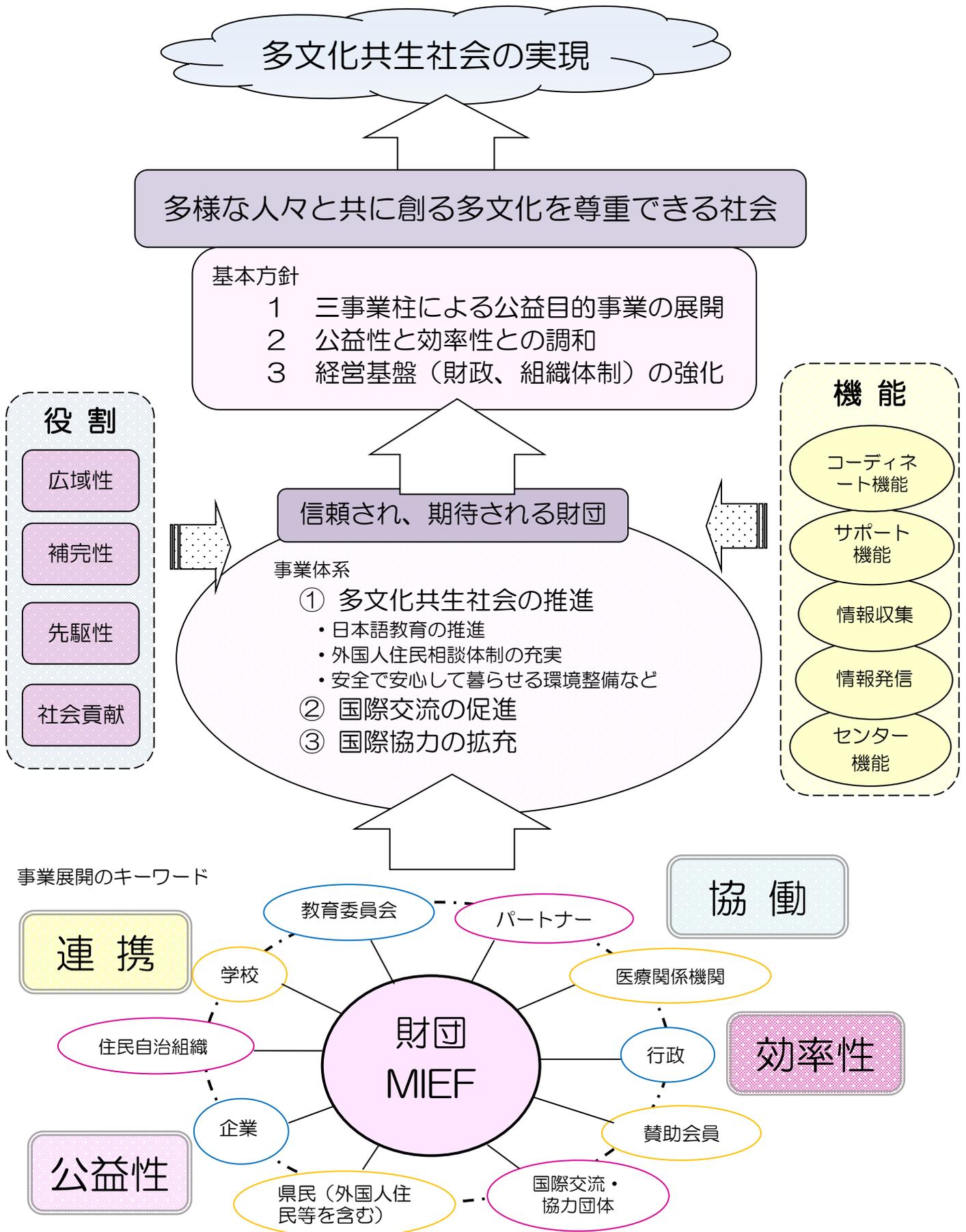
職員の給与については、独自の給与制度を維持しつつ、県職員の給与動向も踏まえつつ、財政状況に応じて対応します。

主な指標	現状 (2020 実績)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標 (2026 年度)
当期計上増減額の適正な計上 (各年度決算)	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上	黒字計上
受託事業新規 件数(累計)	0	1	2	3	4	5

VI 計画の進行管理

目標指標の進行管理は、毎年度、理事会、評議員会に報告し、計画の適切な進行管理に努めます。

資料1 財団の将来ビジョン（イメージ図）



資料2 事業体系図

多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会を目指して

1 多文化共生社会の推進に関する事業		
	《基本事業》	《具体的事業(例)》
(1) 外国人住民を対象とした日本語教育の推進	①地域日本語教育環境の整備	○地域日本語教育の総合的な体制づくり ○四日市市日本語学習支援体制づくり
	②外国につながる子どもたちへの支援	○日本語教材の研究・開発・発行 ○多言語による読み聞かせ教室 ○外国人児童生徒の社会的自立の推進
(2) 外国人住民が相談しやすい環境の整備	①相談体制の充実	○みえ外国人相談サポートセンターの運営 ○労働相談に関する電話通訳
(3) 外国人住民が安全で安心して暮らせる環境整備	①外国人住民への行政・生活情報の提供	○行政・生活情報の提供 ○外国人住民消費者の被害防止
	②医療・保健・福祉の環境整備	○医療通訳者の育成 ○医療通訳者の配置促進 ○外国につながる子どもたちの発達支援
	③災害対策の充実	○災害時外国人住民支援 ○避難所運営訓練
	④多文化共生の意識啓発	○多文化共生啓発
	⑤多文化共生の推進体制整備	○財団パートナー制度の運営
2 国際交流の促進に関する事業		
	《基本事業》	《具体的事業(例)》
(1) 国際交流の促進	①国際交流の促進	○韓国高校生交流
	②国際交流団体調査	○国際交流団体調査
3 国際協力の拡充に関する事業		
	《基本事業》	《具体的事業(例)》
(1) 国際協力の拡充	①友好関係国等の事業支援	○パラオ青少年育成
		○在外県人会連絡活動支援